

設置の趣旨等を記載した書類（目次）

① 設置の趣旨及び必要性	・・・1～4
② 修士課程までの構想か，又は，博士課程の設置を目指した構想か	・・・4
③ 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	・・・4～5
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・5～6
⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・6～7
⑥ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	・・・7～9
⑦ 施設・設備等の整備計画	・・・9～12
⑧ 既設学部（博士前期課程）との関係	・・・12
⑨ 入学者選抜の概要	・・・12～14
⑩ 取得可能な資格	・・・14
⑪ 2以上の校地において教育研究を行う場合	・・・14
⑫ 管理運営	・・・14～16
⑬ 自己点検・評価、認証評価	・・・16～18
⑭ 情報の公表	・・・18～20
⑮ 教員の資質の維持向上の方策	・・・20

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

ア 教育研究上の理念

秋田大学は、北東北の基幹的な大学として、「地域と共に発展し、地域と共に歩む」という存立の理念を掲げている。現在、秋田県では、国内で最も速いスピードで進む人口減少や少子高齢化の流れが、県内の経済・雇用情勢の先行き不安や不透明感を増大させている。また、この地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥りつつある。この待ったなしの状況・課題を克服し、「地方創生」を成し遂げるためには、秋田大学の理念である「リージョナルセンター」としての機能の強化が不可欠である。特に、地域産業を担う人材養成、起業家育成、雇用創出のための地域産業支援など地方の課題解決に貢献する取組みの推進のために、秋田大学の理工学分野の役割は特に重要である。

平成 26 年 4 月、このリージョナルセンター機能の強化のために、工学資源学部で培われてきた「ものづくり」技術を中心とした教育研究に加えて、「自然科学の真理の探求」によって生まれる新たな創造力を付与することで「理工学部」に発展的に改組した。「理に裏打ちされた専門能力により原理的などころから新しいモノづくり・コトづくりのできる人材の育成」を設立趣旨としている。イノベーションの多くは原理的な斬新さから生まれる。そのため、理の強化は、地方創生の原動力となるイノベーション人材の育成に不可欠である。

現行の工学資源学研究科では、これまで、平成 24 年 4 月および平成 26 年 4 月にそれぞれ博士前期課程および博士後期課程に生命科学専攻を新設し、理学の強化に努めてきた。また、平成 24 年 4 月には、博士前期課程に秋田県立大学との共同専攻である共同ライフサイクルデザイン工学専攻を設置し、大学間連携を強化し、地域の特色ある人材養成を行ってきた。

平成 26 年 12 月に実施した地域企業や採用実績のある全国の企業に対するアンケートから明らかのように、社会が求める大学院修了者の人材像は、高い専門性はもちろん、専門領域に留まらない広い視野と柔軟性、高度の課題解決能力、新価値創出能力、さらにグローバル化対応能力を有する人材である。このような地域・社会からの要請に応えるべく、また、理工学部との連携を円滑にすべく、工学資源学研究科の博士前期課程において、資源分野を国際資源学研究科（新設）に移し、リージョナルセンター機能を担う理工学分野 8 専攻（図 1 参照）のうち生命科学専攻、共同専攻を独立させ、残る 6 専攻を融合型の 3 専攻に再編すると共に数理科学分野を加えるなど理の強化を図った大学院教育を行うため、理工学研究科博士前期課程（図 1, 2 参照）を新設する必要がある。理から工への連続的な架け橋を繋ぐことにより、地域の産業・経済、教育・文化など地方創生のためのイノベー

ジョンを担う人材を養成し、リージョナルセンターとしての機能強化を推進する。

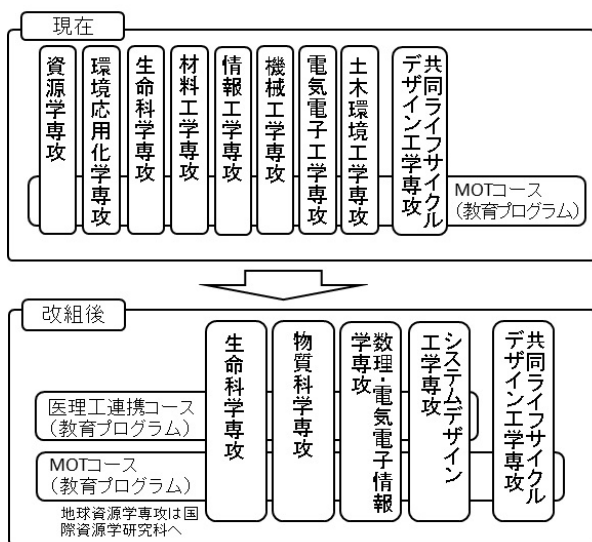


図1 博士前期課程の構成(現在と改組後)

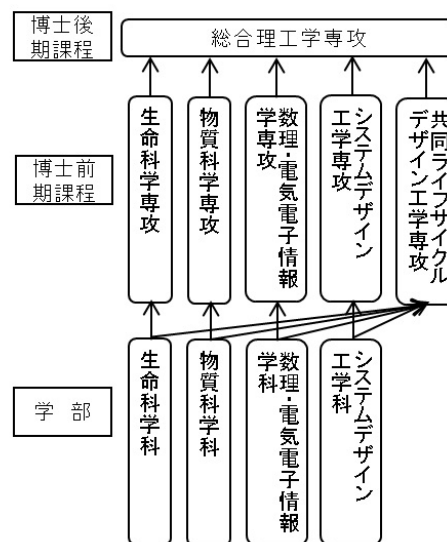


図2 改組後の学生の流れ

一方秋田県立大学は、21世紀を担う次代の人材を育成するとともに、開かれた大学として、地域産業の振興や県民への教育機会の提供を通じ、秋田県の持続的な発展に貢献することを基本理念としている。そして、現代の科学技術の幅広い要請に応えられるよう、自ら問題を発見し解決する能力を備えた研究者・技術者を育成するとともに、時代の変化に対応し、自らの能力を磨くことができる自立した人材を育成する教育を行っている。

このように、両大学はそれぞれ異なる理念の下で教育研究を行っているが、共通する部分も多く存在するため、両大学の理念を尊重しつつ融合を進めることによって、より高度な教育研究拠点が形成され、地域活性化に寄与しうるものと思われる。

近年、高度に発展を続ける産業社会においては、新たな要求が次々と生じている。そして、従来の枠組みでは対応しきれない課題も多く見出されるようになってきた。特に最近では、環境に関連する要求が顕著になり、環境負荷の低減などの問題が日増しに強くなってきている。さらに昨今の社会情勢の変化は、化石燃料やレアアース等の大半を輸入に頼っているわが国においては無視できない問題になる可能性があり、循環型社会の形成という課題は、今後さらに重要な意味を持つてくるものと思われる。以上の理由から、このような問題に対処できる知識を持った人材の育成は焦眉の課題となる。このたび両大学による「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」は、このような社会的ニーズを考慮して設置されるものであり、国際的な視点から循環型社会の形成に貢献する人材の育成、及び環境に配慮しつつ地域社会の活性化に貢献する人材の育成を最終的な目標としている。そして、そのような目標を達成できるような広い視野、高い倫理観、ならびに柔軟な対応能力を有する人材の育成を教育研究上の基本理念とする。

イ 共同専攻設置の必要性

欧州環境規制の一つである ErP 指令（エネルギー関連製品に対して環境配慮設計（エコデザイン）を義務づける枠組み規制）は、それまでエネルギーを使用する製品を対象としてきた EuP 指令を、より対象範囲を拡げて強化したものである。この規制は工業製品等に対し、原料の確保から製造、輸送、使用、廃棄・再利用にいたるライフサイクル全体でのトータルな環境負荷を低減するような環境配慮設計を要求するものであり、2009 年に発効され、その理念は欧州から世界へ拡がりつつある。EuP 指令の中には、CO2 排出量低減のための化石燃料消費抑制の一環として、高効率モータの使用を義務付ける法規制も含まれているが、アメリカでは既に 1997 年から EP 法による規制が始まっており、我が国でも改正省エネルギー法による規制が 2015 年に始まった。

以上より、この分野を主たる研究対象とするライフサイクルデザイン工学の重要性及び必要性は明らかである。日本企業にとっても、製品の環境配慮及び省エネルギーへの対応はきわめて重要な課題であり、多くの企業がライフサイクルデザイン工学に注目するようになってきた。しかしながら、教育機関の対応は産業界よりも遅れており、ライフサイクルデザイン工学の重要性を認識してその体系化を行っている機関は未だ少ない。そのため、ライフサイクルデザイン工学の体系的な教育を行うことはきわめて緊急性の高い、重要な課題である。

一方、秋田大学や秋田県立大学がある秋田県では、環境は重要なキーワードになっている。秋田県では「ふるさと秋田元気創造プラン」（第 1 期：平成 22 年度から 25 年度、第 2 期：平成 26 年度から 30 年度）を策定しているが、第 2 期の基本政策には「環境保全と循環型・低炭素社会の形成」が、産業・エネルギー政策には「『新エネルギー立県秋田』の創造と環境・リサイクル産業の拠点化」が含まれており、風力や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大、秋田県の鉱山関連技術などを活かした環境・リサイクル産業のさらなる振興が謳われている。このように秋田県でも、持続可能な環境調和型社会の構築を目指した計画が積極的に推進されており、本専攻と共通するところが多い。また、本専攻が秋田県及び地域産業との連携をさらに強め、地域活性化を促進することが期待されることから、「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」を設置する必要がある。

[参考文献]

1) <http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/0000000000000/1396239286271/index.html>

（ 美の国あきたネット、秋田県ホームページ）

ウ 設置の趣旨

ライフサイクルデザイン工学は、工学の一分野であり、循環型社会の形成、及び環境負荷の低減といった目的のためにすべてのサイクルを考慮するという点に特色がある。本専

攻は、近年の産業社会においてきわめて重要になっている環境負荷の低減及び循環型社会の形成などの課題に関連した諸問題を、ライフサイクルデザイン工学の高度な知識を用いて柔軟に対処することのできる人材の育成を目的として設置されるものである。特にこの目的は、資源の大半を輸入に頼っているわが国においてはきわめて重要な意味があり、国益に直結するものと思われる。その結果、当然のこととして、きわめて広範囲に及ぶ分野の知識が要求されることになるが、このような要求にこたえるには、大学間の枠を超えて力を結集させることが不可欠である。

秋田大学大学院理工学研究科では、モノづくりにおける環境適合設計（エコデザイン）と環境負荷の低減に関し、材料工学、数理科学、電気電子工学、人間情報工学、機械工学、創造生産工学、土木環境工学、及びそれらの融合領域における検討課題として研究が行われる予定である。一方、秋田県立大学大学院システム科学技術研究科では、システム思考を身につけ、創造力と統合力に秀でた次代を担う高度技術者の育成を目標に掲げており、機械知能システム学、電子情報システム学、建築環境システム学に加えて、特定の事業分野を超え、社会全体を考慮しながら事業間・産業間の調整ができる技術と経営を理解した高度技術者の育成を行っている経営システム工学専攻を有し、経営工学の観点からのライフサイクルデザイン工学へのアプローチが可能である。

両大学院が共同で大学院を設置することにより、ライフサイクルデザイン工学研究の中核形成が可能となり、さらに秋田大学大学院国際資源学研究科（H28.4 設置予定）と連携して、原料の確保、リサイクルに関する分野で開講科目提供などの協力を得ることで、ライフサイクルデザイン工学の体系化がはじめて可能になり、資源・環境工学から経営工学にまで及ぶ広範囲の知識を基盤として、現在の産業社会が直面している環境問題の解決に寄与できる人材の育成が可能になる。本専攻を修了した学生は、特定の事業分野を超えて国際的な観点から循環型社会の形成に寄与すること、又は環境に配慮しつつ地域社会の活性化に寄与することなどが期待される。

② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

本専攻は旧来の工学とは異なる学際的・複合的な分野であり、「総合工学」的な色彩が強いことが特徴である。そのため本専攻修了後、一つの分野に対して深く研究を掘り下げることが希望する学生は、既存の博士後期課程において研究を行うことのほうが望ましいと考えられるので、本専攻は博士前期課程までとし、博士後期課程は設置しない。もちろん、学生の指導が継続的に実施できるように、本専攻の教員は既存の専攻において、博士後期課程の教育研究も担当することになる。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

専攻の名称：共同ライフサイクルデザイン工学専攻
(Cooperative Major in Life Cycle Design Engineering)

理由：

本専攻は、多岐にわたる工学の分野を基礎としてライフサイクルデザイン工学の教育研究を行い、近年の産業社会においてきわめて重要になっている環境に関連した諸問題に対して、柔軟に対処することのできる人材の育成を目的とする。通常、製品のすべてのサイクルを考慮して環境負荷を低減することを示す用語として「ライフサイクルデザイン」という言葉が広く用いられているが、本専攻は工学の一分野として設置されるため、工学に属することをより明確にするために「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」という名称にする。ただし、従来の工学分野より教育研究内容を広げている。たとえば、本専攻の目的の一つである地域活性化等で重要になると判断される場合には、通常の工学には含まれない教育研究内容でも本専攻においては含められている。このことによって、学生の視野はさらに広がり、本専攻の目的が達成されるものと思われる。なお英文名称としては "Cooperative Major in Life Cycle Design Engineering" とするが、英文名称の最後に "Engineering" がつけられている理由は先に述べたとおりである。

学位の名称：博士前期課程，修士（工学）

(Master's Course, Master of Engineering)

理由：

ライフサイクルデザイン工学は、工学の多くの分野の上に成り立っている。そのため、学部レベルの知識を有する学生に対して、ライフサイクルデザイン工学の知識を付加するという形で教育を行ったほうがより効果的である。そのような理由から博士前期課程とするが、博士前期課程の設置は社会のニーズとも一致する。またライフサイクルデザイン工学は、数理学、機械工学、電気電子工学、情報工学、材料工学、土木建築工学、資源環境工学、経営工学等の工学の広い分野との関連が深いので、学位は修士（工学）とし、英文名称は "Master of Engineering" とする。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

ライフサイクルデザイン工学では、その基礎的かつ最も重要な概念である、製品の環境負荷評価と環境配慮設計などを学ぶことはもちろん、ライフサイクルデザイン工学が工学の多くの分野を基礎として成り立っていることから、関連工学分野の基礎知識が要求される。

本専攻では、前者の基礎となる「ライフサイクルデザイン工学基礎（2単位）」と「ライフサイクルプランニング基礎（2単位）」が必修となっており、1年次の前期での修得が推奨されている。それ以外には「ライフサイクルデザイン工学特別研究（修士論文，8単位）」及び「ライフサイクルデザイン工学セミナー（2単位）」が必修科目となっており、修了者には修士（工学）を授与する。

専門科目では、「ライフサイクルアセスメント」や「ライフサイクルデザイン工学特論」

のほか、高効率機器設計・生産・製造システム工学関連科目や資源・環境・材料・リサイクル工学関連科目が設定され、広範囲に及ぶライフサイクルデザイン工学をほぼカバーしている。さらに地域連携又は地域活性化を目指して「地域産業論」が設定され、学生に産業界の最新の状況に触れさせる機会を与えると同時に、職業観の育成も可能とする。

以上の科目のほかに、高い倫理観を養う科目、実践的な英語力を養いプレゼンテーション力を高める科目も選択できるようにし、本専攻の目的が達成できるようにする。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

ア 教員組織編成の考え方

前述のとおり、ライフサイクルデザイン工学は工学の多くの分野と密接に関連している。そのため、工学のさまざまな分野を専門とする教員によって、本専攻の教員は編成されている。特に本専攻では、社会的ニーズの高い情報・機械・電気電子・材料工学系、及び地域社会との関連の強い土木建築系、経営工学系の教員を中心としている。この編成は、地域社会及び産業社会からの要望を考慮したものであるが、ライフサイクルデザイン工学の場合、産業界などとの密接な連携は不可欠であるため、このような編成は望ましいことと思われる。なお、本専攻の専任教員はすべて博士の学位を有しており、それぞれの分野で高い業績と多くの教育経験を有している。さらに、専任教員のみで対応できない分野は、両大学の他専攻の教員さらには非常勤講師により対応する。そのため、他専攻との十分な連携は今後とも維持する予定である。

専任教員の年齢構成は、40代から60代まで幅広く分布している。この年齢構成はバランスが良く、研究及び教育経験が将来にわたって効率よく継続されるようになっていく。また、公立大学法人秋田県立大学職員就業規則（資料1）により、本学教員の定年は満67歳であり直近で退職を予定している教員はいない。なお、現段階では共同大学院に参画する教員はすべて男性であるが、男女共同参画を積極的に進めるために、今後は積極的に女性教員を採用してゆく予定である。

イ 教員組織編成の特色

秋田大学大学院理工学研究科から参画する教員は、数理科学、電気電子、情報、機械、材料、土木環境系の教員であり、それぞれの専門分野において高度な教育研究を行っているとともに、資源・環境系の知識も有している教員が多い。一方、秋田県立大学大学院システム科学技術研究科から参画する教員には、経営工学系の知識を有する教員が多く含まれている。そのため、秋田大学側の教員と連携することにより、ライフサイクルデザイン工学を体系化することが可能となっている。このように、教員編成はライフサイクルデザイン工学の体系化を主眼として定められている。

さらに本専攻の教員組織編成の大きな特色は、企業経験のある教員、又は企業との共

同研究を積極的に行っている教員が多く含まれているということである。そのため、教育研究内容も基礎理論的なものから実際の機器に直結することまで幅広く、学生はその中から自分の興味にあった教員の指導を受けることができ、講義に参加することができる。このような特徴は、学生の満足度向上、職業観育成、さらには地域連携の強化などといった事柄において有益となる。またこれは、本専攻の目的の一つである地域活性化に寄与しうる条件を備えるために考慮されたものである。

⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア 教育方法に関する基本的な考え方

本専攻では、授業科目（科目の構成は「資料2」のとおり）の履修と学位論文の作成を通じて学生の指導を行い、修了を判定する。学生は、専任教員から主指導教員を選び、その教員の指導を受けることになるが、他方の大学から副指導教員が必ず配置されるので、双方の大学に属する教員から指導を受けることになる。これにより、双方の大学の優れた特色に触れることができ、学生の視野を広げるのに有効な環境を整えることができる。なお、本専攻はさまざまな学科及び高専専攻科を卒業した学生、そして社会人の入学を想定している。そのため、多くのパターンを想定したモデルカリキュラムが準備されている。学生は、そのモデルと指導教員の意見を参考にして、自分の興味と将来の希望に応じたカリキュラムを選ぶことができる。なお、ライフサイクルデザイン工学は工学のさまざまな分野との関連も強いので、他専攻で開講されている科目の履修も可能になっており、学生の選択肢をさらに広げることも可能となっている。

本専攻の専門科目には講義形式の科目が多く、演習及び実験・実習は各研究室において実施される「ライフサイクルデザイン工学セミナー」と「ライフサイクルデザイン工学特別研究」だけである。そしてどちらも教育効果を上げるには、少人数編成で実施することが望ましい。本専攻は、一学年17名という定員であるため、講義形式の科目において教育効果を上げるために適したものとなっている。また演習等においては、さらに少人数編成にすることが必要となるが、本専攻ではすべての教員が担当し、教員数：学生数はほぼ1：3である。このため、少人数で実施することが可能であり、十分な教育効果につながるものと思われる。

イ 履修指導・研究指導

<1年次>

1年次においては、授業の履修が中心となる。多くの学生にとって、ライフサイクルデザイン工学について系統的に学ぶことははじめてであるため、「ライフサイクルプランニング基礎（2単位）」、「ライフサイクルデザイン工学基礎（2単位）」及び「ライフサイクルデザイン工学セミナー（2単位）」が必修科目となっており、履修が推奨されている。そして、それによって基礎学力を補い、ライフサイクルデザイン工学の全貌を

把握することが可能になる。この3科目と並行して、各自の興味及び指導教員のアドバイスに従いライフサイクルデザイン工学の専門科目を履修することになるが、必要に応じて、他専攻で開講されている科目も履修することが可能である。また、英語力や高い倫理観を身につけるための科目も指導教員と相談の上、履修することになる。さらには、職業観を育成し、地域産業の現状を把握することができる「地域産業論(2単位)」の受講も推奨される。これ以外にも、文献講読など所属する研究室に応じてさまざまな指導が行われるが、十分な学修が行われ、到達目標に達したと認められる場合には「ライフサイクルデザイン工学セミナー(2単位)」の単位が認定される。

修士論文作成に関しては、主指導教員及び副指導教員の助言に基づいてこの時期にスタートすることになり、両大学の教員から指導を受け、両大学の設備を利用できるというメリットを生かして、修士論文の立案と準備を進め、学会にも積極的に参加することが求められる。

<2年次>

2年次には、修士論文作成が中心となるが、より広い視野を得るために、必要に応じて講義も履修する。そして修士論文内容の充実、及びプレゼンテーション方法の向上のため、学会発表等を積極的に行うことも推奨されている。また、予備審査として修士論文の中間発表も実施されており、指導教員以外の教員と討論する機会を与える。

修了の判定は、履修した科目、提出された修士論文、及びその発表に基づいて行う。提出された修士論文とその発表に関する審査は、主指導教員及び副指導教員を含む3名以上の教員によって行われるが、必要に応じて他専攻の教員を含めることもある。そしてこれらの審査に合格し、履修した科目が修了条件を満足した場合において、修士(工学)の学位を与える。なお学位論文は、学会発表又は論文投稿を通じて積極的に公表することが推奨される。さらに学位論文の内容が広く活用できるように、秋田大学も含めて多くの大学に設置されている学術情報リポジトリも積極的に活用する。

尚、学位審査に関するスケジュールは「資料3」のとおりである。

ウ 履修モデル

本共同専攻には、別添「資料4」に示されるように、入学する学生の経歴、将来の希望、そして主指導教員の所属する大学に応じた多様なモデルが準備されている。特に、数理科学、電気電子、情報系、機械系、材料系、土木建築系、そして経営工学系の学科を卒業した学生が主に想定されており、必要に応じて他専攻で開講している科目の履修も可能になっている。このことは、他の分野との連携が特に重要であるライフサイクルデザイン工学の特性を反映したものであり、産業界で特に必要となる広範な知識を備えた人材を育成するうえで、特に有効と思われる。

エ 修了の要件

本専攻の修了要件は、既存の専攻とほぼ同じになることを想定して設定されている。すなわち、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該専攻の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ここで、30単位のうち、「ライフサイクルデザイン工学基礎（2単位）」、「ライフサイクルプランニング基礎（2単位）」、「ライフサイクルデザイン工学セミナー（2単位）」及び「ライフサイクルデザイン工学特別研究（8単位）」は必修とする。また修士論文の内容・レベル等が、両大学間で異なることはあってはならない。そのため、日ごろから主指導教員と副指導教員とは密接に連絡を取り、修士論文の審査及び最終試験も、必ず両大学教員で行うようにする。

なお、優れた業績を上げたものについては、1年以上在学すれば足りるものとする。これによって、修了年限を短縮化することも可能になる。

オ 研究の倫理審査体制

秋田県立大学では「秋田県立大学研究倫理規範」「秋田県立大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」「秋田県立大学研究活動における不正行為防止計画」（資料5）に基づき、研究活動の不正行為防止に取り組んでいる。

主な体制としては、学長を最高管理責任者として、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施しているほか、通報窓口の設置、通報があった場合の調査委員会の設置、不正の認定などについて体制を整備している。

秋田大学では「秋田大学の学術研究に関する行動規範」「秋田大学研究倫理規程」「秋田大学研究倫理委員会実施細則」「秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等に関する調査委員会要項」（資料6）に基づき、研究活動における不正行為への対応の体制を整備するとともに、学術研究の信頼性と公平性を確保し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき基準を定めている。

主な体制としては、学長を研究倫理最高責任者として、研究倫理に関する啓発及び倫理教育を実施、告発窓口の設置、告発や通報があった場合の調査委員会の設置、不正行為の認定についての体制を整備している。

⑦ 施設・設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画等

本専攻を設置する秋田大学及び秋田県立大学は、以下のとおり既存の校地等を共同利用する。

秋田大学においては、本専攻に参画する教員の教育研究拠点を手形キャンパスであること等を踏まえ、手形キャンパスの施設・設備等を利用・提供する。（敷地面積 手形キャンパス 200, 277 m²）手形キャンパスは、教育研究棟（18棟以上）の他、附属施

設等を有しており、本専攻で主に利用する教育研究棟は、理工学部 1～5 号館（延べ床面積 25,704 m²）であり、本専攻における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

一方、秋田県立大学においては、本専攻に参画する教員の研究教育拠点が本荘キャンパス（システム科学技術学部，システム科学技術研究科を配置）であることから、本荘キャンパスの施設・設備等を利用・提供する。本荘キャンパスは、敷地面積が 138,806 m²、学部棟，大学院棟，特別実験棟などの他，附属施設等を有しており，学部・大学院における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。本専攻で主に利用する施設は学部棟（2 棟，平成 10 年建築 計 5,147 m²），大学院棟（平成 14 年建築 7,206 m²）で，設置基準は満たしている他，教育・研究機器は計画的に整備・更新されている。

イ 構成大学へのアクセス等

秋田大学手形キャンパスへは，JR 秋田新幹線，同羽越本線及び同奥羽本線の利用により，「秋田駅」からバス（6 分）又は徒歩（15 分）によりアクセスできる。

秋田県立大学本荘キャンパスへは，「秋田駅」から「羽後本荘駅」まで約 40 分，「羽後本荘駅」からキャンパスまではバスを利用して 7 分でアクセスできる。

なお，秋田大学手形キャンパスと秋田県立大学本荘キャンパス間の移動に係る所要時間は，1 時間程度である。

ウ 校舎等施設の整備計画

前述したとおり本専攻は，秋田大学手形キャンパス及び秋田県立大学本荘キャンパスの既存の施設・設備等を共同利用する。講義形態をとる授業科目においては，各開講大学の既存の施設を利用する。研究や演習等の実験を伴う授業科目においては，各大学の既存の実験室及び実験器具を共同活用することにより，本専攻に係る大学院教育及び研究に十分必要な環境が整備され，より多面的な教育・研究を実施することができる。これらの施設を共同利用できることで，学生及び教員において教育研究のさらなる進展が期待できる。

また，両大学ともに教員の研究スペースには，電気・水道・ガス・空調・情報コンセントの設備を整えており，大学院教育及び研究に必要な機能は備えている。

秋田大学の専任教員（8 人）は，1 人あたり 2～6 室の研究室等を有し，平均すると約 100 m²程度のスペースを確保しているため，学生の研究指導には十分な広さを備えている。秋田県立大学では，1 研究室あたりのスペースは，約 100 m²で学生の研究指導等には十分なスペースが確保されている。（「資料 7」は見取図の一例である）

エ 自習室について

両大学とも，大学院学生は所属する専攻の研究室において，各々のテーマに基づいた

実験・研究を行っているため、共有の自習室は特に設けていない。

また、両大学では、図書館に自習できる場所（席）が設けられている。一方、ほとんどの教育研究棟においては学生の交流スペース等が設けられており、机・椅子等が完備されているため、個室ではないものの自習する環境は整えられている。

オ 情報環境について

本専攻の学生は、両大学の学生証や端末認証 ID 等を付与されるため、本籍を置く大学の如何に関わらず、両大学の情報環境や図書館の各施設を利用することができる。両大学ともに、すべての研究室、コンピュータルームは高速な情報ネットワークで結ばれていると同時に、学外との接続には高速な通信が可能である。学生ラウンジ等、いくつかのオープンスペースでは、ノート型パソコンなどを情報ネットワークに接続するための情報コンセントに加え、携帯端末からも接続可能な無線 LAN アクセスポイントを整備している。

情報環境については、秋田大学手形キャンパスには、情報統括センターの PC 室や図書館を含め 393 台（情報統括センター 372 台、図書館 21 台）のパソコンが設置されているほか、各学部においてもネットワーク対応型教室を整備しパソコンを設置している。秋田県立大学本荘キャンパスには、共通施設棟のコンピュータ実習室に 145 台のパソコンが配置され、講義時間以外は学生が自由に利用できるように開放されており、履修登録、電子メールの確認等にも利用されている。

カ 図書等の資料及び図書館の整備計画

前述のとおり、本専攻の学生は、本籍を置く大学の如何に関わらず、両大学の学生証や端末認証 ID 等を付与されるため、情報環境や図書館利用に当たっては、両大学の各施設を利用することができる。

秋田大学手形キャンパスの附属図書館では、各キャンパスに配置する学部や大学院における図書・雑誌・電子情報等の学術資料の体系的な収集管理と、その蓄積された情報の提供を行っている。秋田大学全体で図書約 540,000 冊、学術雑誌約 12,600 種を所蔵している。また、平成 20 年度から、秋田県立図書館との連携による「秋田県図書館資料横断検索システム」等を活用した貸出サービスやレファレンスサービスの充実を図っている。附属図書館（手形キャンパス）の規模等は、408 席（床面積 4,604 m²）である。開館時間は、平日は 8 時 30 分から 22 時まで、土日祝日は 12 時から 18 時まで、長期休業期間の平日は 8 時 30 分から 17 時までである。

秋田県立大学本荘キャンパスの図書館では、主に学術雑誌・図書を収集・提供しており、図書約 106,000 冊（製本雑誌を含む）、視聴覚資料約 2,000 点、学術雑誌約 1,300 種を所蔵している。規模は閲覧席が 269 席、延べ床面積 1,947 m² である。開館時間は、平日 8 時 30 分から 18 時まで有人開館、18 時から 23 時まで無人開館をしている。土日

祝日は9時から19時まで（平成26年7月より試行として21時まで）無人開館をしている。（試験期間や夏季休業等の期間中を除く。）

本専攻では、工学全般及び化学系の研究資料が必要となるが、秋田大学手形キャンパスでは、工学関係で49,600冊、化学関係で8,100冊の蔵書がある。特に必要とされる資源・環境工学関係では10,700冊（設計・生産システム工学で6,972冊）の蔵書があり、主要な学会誌も所蔵している。電子ジャーナルでは、Nature, Science, ScienceDirect, Wiley InterScience, Oxford Online, SpringerLink, Cell Press, CiNii など、二次情報データベースでは、JDream, Scopus などが利用できる。これらの電子的資料については学内ネットワーク環境からの利用に加えて、認証システムによる学外からの利用も可能である。また、所蔵資料と電子ジャーナルは学内蔵書検索システムにより一元的に検索可能であり、二次情報データベースとのリンク機能も備わっている。秋田県立大学本荘キャンパスでは、環境・資源工学約1,400冊、エネルギー工学約2,000冊、設計・生産システム約3,000冊、経営工学約7,800冊の蔵書があり、さらに主要学会誌を網羅的に所蔵している。理工学系電子ジャーナルでは、SpringerLINK, ScienceDirect, Wiley InterScience, AIP, ASME など約2,700タイトル、二次情報データベースではScopus, SciFinder などが利用できる。これらの資料へのアクセスは学内ネットワーク環境であればいつでもどこからでも可能である。今後もそれら電子媒体資料の収集・維持を続けていく。また、図書館資料の検索はOPACシステムが稼動しており、全学の所蔵資料が一元的に検索できる。

⑧ 既設学部（博士前期課程）との関係

秋田大学では、前述のとおり、工学資源学研究科の改組を予定しており、大学院理工学研究科の生命科学専攻、物質科学専攻、数理・電気電子情報学専攻、システムデザイン工学専攻を基盤とし、密接な連携を維持する予定である。また、理工学研究センター及び全学の国際資源学教育研究センターとは、特に資源・環境等に関連して強い関係を保つ予定である。さらに、秋田大学大学院国際資源学研究科（H28.4設置予定）と連携して、原料の確保、リサイクルに関する分野で開講科目提供などの協力を得ることで、ライフサイクルデザイン工学の体系化がはじめて可能になり、資源・環境工学から経営工学にまで及ぶ広範囲の知識を基盤として、現在の産業社会が直面している環境問題の解決に寄与できる人材の育成が可能になる。

秋田県立大学では、大学院システム科学技術研究科機械知能システム学専攻、電子情報システム学専攻、建築環境システム学専攻、そして経営システム工学専攻を基盤として設置している。そして、本専攻設置後もこれらの専攻とは強い連携を保ちつつ、運営にあたる（「資料8」の関係図のとおり）。

⑨ 入学者選抜の概要

本専攻は、アドミッションポリシーを「循環型社会の形成や地域社会の活性化に関する勉学及び研究に意欲を持ち、基礎的な学力や柔軟な対応能力、高い倫理観、視野を持った人」とする。特にライフサイクルデザイン工学の場合、産業界との連携がきわめて重要となるので、社会人特別入試が今後重要な役割を演ずるものと思われる。そして留学生も含めた学生の多彩な要望に応えられるように、それぞれの入試区分においては春季入学の他、秋季入学にも可能な限り対応する。

なお、多くの学生は一般入試（春季入学）で入学することが予想されるので、秋田大学では、定員は一般入試（春季入学）にのみ設定し、それ以外の入試区分の定員はすべて若干名とする。秋田県立大学では、入学定員が5人と少数であることから総枠のみ設定し、入試区分毎の定員はすべて若干名とする。

ア 入学者選抜方法

入学者の選抜方法は、一般入試及び外国人留学生特別入試では、出身大学の成績証明書等の書類審査、学力検査、面接（場合によっては面接試問）の結果を総合して行い、特別入試（推薦入試）では、出身大学の成績証明書、推薦書等の書類審査、面接（場合によっては面接試問）の結果を総合して行う。また、社会人特別入試では、出身大学の成績証明書、業績、志望理由書等の書類審査、面接（場合によっては面接試問）の結果を総合して行う。

なお、本専攻における社会人とは、幅広い人材を受け入れることができるよう、「2年以上の社会経験を有する者」としている。

イ 選抜の基準

本専攻は、循環型社会の形成、又は地域活性化に寄与しうる人材の育成を目的としており、そのような目的に合致することが選抜の基準となっている。そして、受験する学生の便宜を図るため、一般入試は春季入学及び秋季入学と特別推薦の春季入学は、秋田市（秋田大学）と由利本荘市（秋田県立大学）で実施し、学生はどちらかの会場を選択できるようになっている。もちろん、両大学間で入学する学生の学力等で差が生じないように、問題の作成又は合否判定は両大学間で十分な検討を行い、本専攻の総意として合否を判定する。なお、面接には必ず双方の大学教員が含まれているようにする。

ウ 社会人入学者への対応

ライフサイクルデザイン工学においては、産業界との連携は重要な意味を有するので、社会人入学者への対応を考慮することは重要な意義がある。本専攻では、単位取得を容易にするため、夏季休暇などにおいて集中講義を実施する等の制度を導入し、社会人入学者の負担を減らしている。

また、秋田県立大学では平成 26 年度から大学院長期履修制度を導入し、博士前期課程学生が 2 年間の授業料で最大 4 年間在学可能とし、社会人が無理なく学べるよう配慮している。この場合の「社会人」とは、職業を有している者、育児・介護に従事している者等を指している。(授業料の詳細は「資料 9」)

エ 学生が本籍をおく大学等

本籍をおく大学は、主指導教員の在籍する大学とし、授業料等はその大学の規程に従うものとする。ただし、学生は両大学の施設を利用することができるものとする。

⑩ 取得可能な資格

高等学校教諭専修免許状(工業)について、平成 29 年度開設に向けて課程認定申請予定である。

⑪ 2以上の校地において教育研究を行う場合

本専攻を構成する秋田大学理工学研究科と秋田県立大学システム科学技術研究科とは、直線距離にして約 40km 離れている。そのため、学生が両大学を頻繁に往復することは困難である。このような理由から、通常は、学生は主指導教員の在籍する大学にて指導を受け、講義を受講することになる。そして、互いに週に一回程度パートナーとなる大学に行き、講義の受講や、副指導教員との研究打ち合わせを行うことを想定している。週に一回程度の移動を行うことは、学生にとってあまり大きな負担増にはならない。また、両大学の学生と一緒に授業を受けることは、学生の一体感を増し、相互に良い刺激となる。そのため、一緒に授業に参加する機会を設けることはきわめて重要と考えている。なお、これを想定したカリキュラムを設定することは当然のことであり、週一回の移動手段としては、連絡バスの運行を予定している。また講義は、通常は対話型で行うが、必要に応じて遠隔講義も取り入れる。その際、TA 等を活用して学生からの質疑応答や演習問題の添削を行い、十分な学習効果があったことを確認するようにする。

なお、共同専攻ホームページ内に、学生及び教職員が自由に書き込める掲示板を設置し、学生及び教職員間の情報交換、及び学生の activity 向上に役立てる。さらにテレビ会議システムを有効に活用し、教員間の情報交換を密にし、学生の教育研究指導體制を充実させる。特に、主指導教員と副指導教員との連絡は頻繁に行い、IT を積極的に活用することにより、より優れた指導體制を構築する。

⑫ 管理運営

本専攻の管理運営は、両大学の学長等から必要な権限を委ねられている両大学の専任教員から構成される、『共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会』(以下、「協議会」という。)が行い、本専攻における教育・研究等に関する重要事項を審議する。こ

れにより、協議を円滑に実施するとともに、運営の健全性と独立性を確保する。

(別添「資料 10」：秋田大学と秋田県立大学の共同大学院における共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会規程)

ア 共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会

協議会は、必要に応じて四半期に1回程度の頻度で開催することとするが、両大学間において、当該教員の負担増とならないよう実施方法に配慮する。協議会が取り扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- ・ 授業科目及びこれに係る教員の配置などカリキュラムの編成及び実施に関する基本的事項
- ・ 研究指導教員の選定に関する事項
- ・ 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・ 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・ 学生の賞罰に関する事項
- ・ 成績評価の方針に関する事項
- ・ 学位論文審査方法等に関する事項
- ・ 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・ 共同専攻に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・ 予算に関する事項
- ・ 広報に関する事項
- ・ 自己点検・評価に関する事項
- ・ F D推進に関する事項
- ・ 共同教育課程の設置に関する協定の改正若しくは廃止に関する事項又は当該協定の運用に関する事項
- ・ その他両大学が必要と認めた事項

イ 事務組織

事務組織は、両大学（秋田大学：総合学務課，秋田県立大学：本荘キャンパス教務チーム）に置き、協議会と連携し、教育・学生生活を中心とした支援を行うため、大学間で調整を行い、円滑な運営に努める。事務組織の主な業務は、以下のとおりとする。

- ①カリキュラム（履修案内，時間割，シラバス等の作成を含む）に関する事項
- ②入学者選抜に関する事項
- ③学籍異動に関する事項
- ④修学指導，履修登録，成績に関する事項
- ⑤学位論文審査，学位授与等に関する事項

⑥講義室の管理に関する事項

⑦その他必要な事項

ウ 各構成大学における共同専攻の管理運営

本専攻は、秋田大学においては理工学研究科に設置し、秋田県立大学においてはシステム科学技術研究科に設置するが、両大学に設置した共同専攻の長は、当該研究科の教授会若しくは専攻長会議等（以下「教授会等」という。）に出席し、本専攻の運営等について報告等を行う。なお、教授会等は、本専攻が両大学の『協議会』における意志決定により運営されていることを尊重し、報告事項等の承認を基本とする。

また、いずれかの大学の事情により、本専攻における教育研究を継続することが難しくなった場合は、もう一方の大学が学生の身分や教育研究の質を保障することとし、本専攻の専任教員等に欠員を生じることとなった場合は、両大学間で協力の上、教育研究の質を担保する。

⑬ 自己点検・評価，認証評価

両大学とも、これまでは、それぞれの大学において自己点検・評価を実施してきた。本専攻では、各大学に設置されている「秋田大学評価センター評価委員会」（秋田大学）及び「秋田県立大学自己評価委員会」（秋田県立大学）とも連携し、協議会の下で定期的に自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。点検・評価結果は各大学に報告するとともに公表することとする。

なお、両大学のこれまでの自己点検及び自己評価の実施体制、実施方法、評価結果の公表及び活用方法については以下のとおりである。

ア 実施体制

秋田大学では、教育・研究の一層の質的向上と適切な大学運営に資するために、平成16年4月に「秋田大学評価センター」（以下「評価センター」という。）を設置した。評価センターは、各部局における自己点検・評価活動とその改善努力を支援し、また評価とそのシステムについての研究・開発を進めることとしている。各学部等は、評価関連委員会を置き、評価センターと協力して必要な資料の収集・整理・蓄積を行うとともに、中期目標・中期計画の進捗状況等について、毎年度自己点検・評価を実施している。

秋田県立大学では、平成11年の開学から自己評価委員会を組織し、全学を挙げて自己点検・評価に取り組んでいる。平成14年から17年度まで毎年実施し、自己点検・評価報告書を取りまとめ、ホームページに掲載して公表した。

平成18年度の公立大学法人化に伴い、組織体制の整備や自己点検・評価項目の見直しなどにより一時的に中断していたものの、平成21年度に改めて公立大学法人秋田県立大学自己評価委員会規程を制定し、自己点検・評価活動を再開した。自己評価委員会

は、理事長兼学長、全理事及び全部局長が委員となって構成され、各部局においても分科会を設置し、全ての教職員が取り組む体制となっている。

イ 実施方法等

秋田大学は、評価センターの下に「秋田大学評価センター評価委員会」（以下「評価センター評価委員会」という。）を置き、全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価の企画・立案・実施に関することや第三者評価機関による評価事業の実施等に関することの検討を行っている。また、同委員会に専門部会を設置し、中期計画、年度計画における実績報告書の作成や各部局の実施状況についてのチェック、検討を行うとともに、評価センター評価委員会と連携し、業務改善等について提言を行っている。

秋田県立大学は、自己点検・評価は、加盟している認証評価機関である財団法人大学基準協会の評価基準及び評価項目に基づきながら、中期目標・中期計画に定めた目標を到達目標に設定し、その達成状況を併せて評価し、さらなる改善を目指す仕組みとしている。

同機関の評価基準である「事務組織」「管理運営」「財務」「情報公開・説明責任」「施設・設備」等は各担当業務本部が主体となり、「教育研究組織」「学生生活」「研究環境」「地域貢献」等は各部局が主体となって草案し、最終的には企画本部が調整の上報告書を取りまとめている。さらに、報告書の中から、改善すべき課題と関係する業務本部及び部局、改善方策の提案等を一覧形式にして、報告書と一緒に法人に提出し、改善措置を求めている。

ウ 評価結果の活用・公表

秋田大学では、認証評価機関及び国立大学法人評価委員会等の第三者評価機関において、大学の自己点検・評価に基づく評価を実施しており、平成 25 年度の「大学機関別認証評価」（独立行政法人大学評価・学位授与機構により認定）や各事業年度及び中期目標期間における業務実績に係る「自己評価書」をホームページ上で公開している。なお、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果については、評価センター評価委員会、教育研究評議会等において改善の提言を行うなどし、各部局等における諸活動の推進・向上等を図っている。

秋田県立大学では、自己点検・評価報告書の中で指摘された課題は、役員会において理事長が改善措置を各業務本部長である担当理事に指示し、翌年度の自己点検・評価の際に改善状況を明らかにすることとしている。また、認証評価機関の評価基準を基本に自己点検・評価しているため、認証評価機関である公益財団法人大学基準協会の評価の結果もホームページに掲載している。

この他、自己点検・評価においては、中期目標・中期計画を中心に到達目標を設定しているため、秋田県地方独立行政法人評価委員会による年度計画の実績報告書に対する

評価結果も、併せて公表し、自己改善活動に活用している。

⑭ 情報の公表

両大学ともに、これまでは各大学のホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行ってきた。本専攻では、各大学の情報提供を活用するとともに、本専攻専用のホームページを作成し、主にそのホームページを利用して本専攻に関わる情報を配信していく。本専攻における教育研究活動全般等について、社会への説明責任を果たすため、情報の提供方法を含め「広報に関する事項」について協議会の下で協議し、広く社会へ情報提供を行っていく。

なお、両大学のこれまでの情報の提供方法については以下のとおりである。

ア 秋田大学の情報の提供

秋田大学では、大学情報の公開・提供及び広報について、担当の理事（総務担当）を置き、社会貢献、公開講座、産官学連携、教育研究成果等の情報を積極的に学内外へ配信している。具体的な情報提供活動は以下のとおりである。

1) ホームページによる情報提供

http://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_education.html

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2) 広報誌及び印刷物による情報提供

- ・大学概要、各学部概要、入学案内、大学広報誌アプリーレ（地域向け）の発行
- ・キャンパスマップガイド（大学訪問者向け）の発行
- ・研究紀要、研究者総覧の発行
- ・センター等の年報発行

3) その他

- ・市民講演会及び公開講座の実施
- ・オープンキャンパス，入試説明会の実施
- ・小・中学生の大学訪問受入
- ・小・中学生を対象とする体験教室（ものづくり・科学教室・天体観測会等）の実施
- ・サテライト（東京），横手分校（秋田県横手市），北秋田分校（秋田県北秋田市），男鹿なまはげ分校（秋田県男鹿市）における諸活動
- ・報道機関への情報提供（記者会見，プレスリリース）

イ 秋田県立大学の情報の提供

秋田県立大学では，大学情報の公表と積極的な発信に努めており，法人情報，研究活動状況，教員紹介，学生支援，施設概要，公開講座・シンポジウム等地域貢献など，詳細な情報を外部に提供している。具体的には以下のとおりである。

1) ホームページによる情報提供

<http://www.akita-pu.ac.jp/kyouikujyohou/shinrojyoukyou.htm>

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織，教員の数，各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2) 広報誌・印刷物による情報提供

- ・大学案内，法人パンフレット，各部局・研究所・施設別パンフレット
- ・広報誌，科学誌
- ・年次報告書，実績報告書，研究者総覧

3) 新聞等による情報提供

- ・魁新報「県立大学だより」（月1回掲載）
- ・JR秋田駅広告（随時情報入替）
- ・報道機関への情報提供（記者会見，プレスリリース）

4) その他

- ・公開講演会，公開講座，市民講演会

- ・ 県立大学セミナー，県立大学フェア，各種フォーラム
- ・ オープンキャンパス，入試説明会
- ・ 高大連携事業（出前講義，模擬実験）
- ・ 小・中学校の理数教育への支援（理数教室，大学見学，ものづくり教室等）

⑮ 教員の資質の維持向上の方策

両大学ともに，教員資質の向上を目指したさまざまな取り組みが行われている。すなわち，FD(Faculty Development)の積極的な実施，教員の個人評価の実施などはすでに行われている。

ア 共同専攻における教育の質の向上のための取り組み

前述のように，教員資質の向上に対する取り組みは大学内又は両大学共同で積極的に行われており，本専攻においても，それらの取り組みを積極的にとりいれることとしている。両大学が積極的に意見を交換することにより，各大学の長所あるいは短所が明らかとなり，更なる発展につながることは十分に予想できる。このような取り組みにより，教育の質の更なる向上を図る予定である。

イ 各大学の研究能力の質の向上の取り組み

1) 秋田大学は，各専攻内における研究設備等の整備に努めていることはいままでのことであるが，産学連携推進機構，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL)，そしてベンチャー・インキュベーションセンターなどの学内共通センターの充実も進められている。そして，多くの教員がこれらのセンターの研究員も兼務しており，民間企業との共同研究や秋田大学の基本テーマである「環境との調和」に関連した研究が盛んに行われており，研究能力の質の向上に役立っている。

2) 秋田県立大学は，最新の研究設備・機器が備えられており，必要に応じて機器の更新や新規整備も行われている。

また，学内に設置した地域連携・研究推進センターに専任の教員とコーディネーターを配置して教員の研究活動を支援しているほか，大学知的財産アドバイザー派遣事業を活用し，教員の知的財産に対する意識の向上を図るとともに，研究成果の実用化に向けた知的財産戦略の策定にも取り組んでいる。

研究資源の有効活用に向けては，教員の研究ポテンシャルを最大限に引き出し，学内の部局間及び企業や公設試験研究機関等との研究交流を推進するため，学内競争的資金制度を設けている。中でも複雑かつ多様な学際的・横断的研究を推進させるとともに，優れた研究能力を持つ研究グループの特色ある研究を育成し，発展させることを目的とした「学長プロジェクト研究費」は研究のレベルアップに貢献している。

公立大学法人秋田県立大学職員就業規則（抄）

平成 18 年 4 月 1 日

規程第 16 号

改正 平成 18 年 7 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 8 月 27 日

第 6 節 退職

（退職）

第 17 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとす。

- 一 雇用契約期間が満了したとき 雇用契約期間満了日
- 二 期間の定めのない雇用契約を締結して雇用された者が次条に定める定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日
- 三 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
- 四 法人の役員に就任するとき 理事長が退職日と認めた日
- 五 死亡したとき 死亡日
- 六 第 14 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了日
- 七 第 13 条第三号に定める場合以外で行方不明となったとき 行方不明となった日の翌日から起算して 30 日を経過した日
（定年）

第 18 条 職員の定年は、満 65 歳とする。ただし、期間を定めた雇用契約を締結した職員のうち教員の定年は、満 67 歳とし、技能職員の定年は、満 60 歳とする。

（再雇用）

第 18 条の 2 前条の規定により退職した技能職員の再雇用については、公立大学法人秋田県立大学職員の再雇用に関する規程（平成 26 年 8 月 27 日規程第 45 号）の定めるところによる。

（自己都合による退職手続）

第 19 条 職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の 6 月前までに文書をもって法人に願い出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 職員は、退職を願い出ても、退職するまでは従来の職務に従事しなければならない。

資料2 科目の構成

科目群	修了所要単位数	内 容
共通基礎・倫理関係科目	選択16単位以上	<p>社会人として不可欠である広い視野，及び高い倫理観を身につけることを主たる目的とした科目群であり，入学した学生の興味に応じて選択できるように多彩な科目が設定されている。この中には，国際的な活動に不可欠である英語によるプレゼンテーション力を高める科目や，地域社会を理解し，職業観を育成する科目も設定されており，本共同専攻の目的と合致した人材が育成できるようになっている。</p>
専門科目	必修14単位	<p>ライフサイクルデザイン工学を系統的に学ぶことができるように設定されている科目群であり，本共同専攻の中核をなしているものである。この科目は，必須科目であるライフサイクルプランニング基礎(2単位)，およびライフサイクルデザイン工学基礎(2単位)から始まり，先端的な内容まで学べるように系統的に配置されている。またライフサイクルデザイン工学セミナー(2単位)およびライフサイクルデザイン工学特別研究(8単位)は，文献講読，学会発表および修士論文の作成を行うことにより，さまざまな問題に柔軟に対応できる能力を養うことを目的としている。</p>
修了単位	30単位以上	

学位審査に関するスケジュール

予定時期		適 用	備 考
1 年 次	4月上旬	新入生ガイダンス	
	4月下旬	研究題目届の提出	
2 年 次	11月中	予備審査	
	2月中旬	論文審査・最終試験	
	3月上旬	修了判定	
	3月下旬	学位授与	

資料4 履修モデル

履修例① 「機械系科目」を中心として履修する場合

区 分	授 業 科 目	開設大学	1年		2年		合計単位数
			前期	後期	前期	後期	
共通基礎・倫理関係科目	技術者倫理特論	秋田大	2				2
	英語プレゼンテーションA	県立大		2			2
専 門 科 目	ライフサイクルデザイン工学基礎	秋田大	2				2
	ライフサイクルプランニング基礎	県立大	2				2
	電磁エネルギー変換工学	秋田大	2				2
	ライフサイクルアセスメント	県立大	2				2
	環境・エネルギー工学	県立大	2				2
	地域産業論	秋田大		2			2
	電子制御機械工学特論	秋田大		2			2
	次世代自動車工学	県立大		2			2
	ライフサイクルデザイン工学セミナー			2			2
	ライフサイクルデザイン工学特別研究				8		8
合 計			12	8			30
							※1年通年及び1,2年通年の単位を除く

履修例② 「電子情報系科目」を中心として履修する場合

区 分	授 業 科 目	開設大学	1年		2年		合計単位数
			前期	後期	前期	後期	
共通基礎・倫理関係科目	技術者倫理特論	秋田大	2				2
	信頼性工学A	県立大	2				2
専 門 科 目	ライフサイクルデザイン工学基礎	秋田大	2				2
	ライフサイクルプランニング基礎	県立大	2				2
	電磁エネルギー変換工学	秋田大	2				2
	環境電磁工学	県立大	2				2
	先端機能材料学特論	秋田大		2			2
	電子制御機械工学特論	秋田大		2			2
	次世代自動車工学	県立大		2			2
	ライフサイクルデザイン製品技術論	県立大		2			2
	ライフサイクルデザイン工学セミナー			2			2
	ライフサイクルデザイン工学特別研究				8		8
合 計			12	8			30
							※1年通年及び1,2年通年の単位を除く

履修例③ 「建築系科目」を中心として履修する場合

区 分	授 業 科 目	開設大学	1年		2年		合計単位数
			前期	後期	前期	後期	
共通基礎・ 倫理関係科目	科学技術と倫理	県立大	2				2
	プレゼンテーション	県立大		2			2
専 門 科 目	ライフサイクルデザイン工学基礎	秋田大	2				2
	ライフサイクルプランニング基礎	県立大	2				2
	資源経済学特論	秋田大	2				2
	都市システム計画特論	秋田大	2				2
	ライフサイクルアセスメント	県立大	2				2
	ライフサイクルデザイン工学特論	秋田大		2			2
	地域産業論	秋田大		2			2
	都市環境論	県立大		2			2
	ライフサイクルデザイン工学セミナー		2				2
	ライフサイクルデザイン工学特別研究			8			8
合 計			12	8			30
							※1年通年及び1, 2年通年の単位を除く

履修例④ 「経営系科目」を中心として履修する場合

区 分	授 業 科 目	開設大学	1年		2年		合計単位数
			前期	後期	前期	後期	
共通基礎・ 倫理関係科目	技術者倫理特論	秋田大	2				2
	英語プレゼンテーションA	県立大		2			2
専 門 科 目	ライフサイクルデザイン工学基礎	秋田大	2				2
	ライフサイクルプランニング基礎	県立大	2				2
	資源経済学特論	秋田大	2				2
	ライフサイクルアセスメント	県立大	2				2
	ライフサイクルデザイン工学特論	秋田大		2			2
	地域産業論	秋田大		2			2
	ライフサイクルデザイン製品技術論	県立大		2			2
	環境型生産管理論	県立大		2			2
	ライフサイクルデザイン工学セミナー		2				2
	ライフサイクルデザイン工学特別研究			8			8
合 計			10	10			30
							※1年通年及び1, 2年通年の単位を除く

秋田県立大学研究活動の不正行為防止計画

平成27年1月14日

研究・地域貢献本部

第1 趣旨

研究活動上の不正行為の防止に関しては、個々の研究活動に携わる教員等（以下「研究者」という。）が、高い倫理意識を持って研究に取り組むことに加え、組織的にも研究活動上の不正行為を未然に防止するための取組みが必要である。このため、秋田県立大学における研究活動の不正行為防止に関する規程第8条に基づき、不正行為防止計画を策定し、本学における組織的な取組みを進めるものとする。

第2 計画期間

平成27年1月14日から平成29年3月31日までとするが、内部監査及びモニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等に応じて、計画の変更を行うものとする。

第3 不正行為防止計画の取組体制

不正行為防止計画の取組体制は以下のとおりとする。

1 最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、本学全体の研究活動の管理・運営についての最終責任を負うと共に、不正行為防止計画の策定とその推進、見直しを指示する。

2 統括管理責任者（研究・地域貢献担当理事）

統括管理責任者は、最高管理責任者の指示により、不正行為防止のため研究費の執行ルールの見直しを随時行う。また、コンプライアンス推進責任者に対して、不正行為防止計画の進捗状況に応じて、実施体制の改善を指示する。さらに、総合的に不正行為防止計画を推進する観点から、各本部から防止計画推進員を任命し、各本部毎に第4の取組事項に対処させ、その結果を最高管理責任者へ報告する。

3 コンプライアンス推進責任者（部局長）

コンプライアンス推進責任者は、次の事項に留意しつつ、各部局における不正行為防止計画の推進にあたる。

- (1) 研究費の執行状況の把握
- (2) 研究費の執行が特定の時期に偏っている者への指導・助言
- (3) 研究費の執行にあたっての研究者と事務職員との相互理解の促進
- (4) 部局におけるコンプライアンス教育の実施、受講状況の管理監督
- (5) 学生へのコンプライアンス教育の実施

4 コンプライアンス推進副責任者（専攻長、学科長、フィールド教育研究センター長、バイオテクノロジーセンター長）

コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者が推進するべき事項について補佐するとともに、担当する学科等における不正行為防止計画の推進にあたる。

5 防止計画推進員

防止計画推進員は、統括管理責任者の指示により、毎年度、不正行為防止計画の進捗状況の把握を行い、その結果を統括管理責任者へ報告するとともに、不正行為防止計画の見直しの提言を行う。

第4 不正行為防止に関する取組事項

1 不正行為の防止に向けた周知・啓発に関する取組み

【目標】

適正な研究活動および研究費の執行は、研究に携わる者の責務であり、研究者一人一人が十分に認識することが不可欠である。このため、さまざまな機会をとらえて研究者、事務職員及び学生の研究者倫理意識の向上を図る。また、研究費執行に関わる取引業者等関係者に対しても、癒着防止を目的として、本学の不正行為防止に向けた取組みを公開し、協力を要請する。

【計画】

- (1) 科研費等の公募または執行に関する説明会など、全員参加の集会の機会を利用して開催する。
- (2) 新任者に対して本学の不正行為防止に関する取組みを周知するとともに、研究費等執行方法に関する研修を行う。
- (3) これらの研修には各種研究費ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）を活用する。
- (4) 研究費の運営・管理に関わる全ての教職員から誓約書を徴取する。
- (5) 教職員を対象とした研究倫理研修会を全学、部局毎に開催し、受講管理を行う。
- (6) 学生への研究倫理教育を実施する。
- (7) 取引業者等に対しては、納品時等を利用して不正行為への加担があった場合についての処分を周知するなど、癒着防止を目的とした注意喚起を行う。また、一定の取引実績、リスク要因、実行性を考慮した上で誓約書の提出を求める。

2 研究費執行ルール of 改善等に関する取組み

【目標】

研究費執行のルールについて、研究者に対してわかりやすく提示するとともに、研究者の利便性と研究費執行の透明性を確保する。

【計画】

ハンドブックについては随時見直しを図るとともに、その改訂にあたっては、ルールと実態の乖離の調査や意見照会などを通じて見直しを図る。

3 物品購入に関する取組み

【目標】

物品購入時の検収については、当事者以外によるチェックを行う。また、データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成等の特殊な役務契約については実効性のある検収を行う。

【計画】

- (1) 教員が発注した物品に係る検収事務については、契約事務所掌チームが納品のチェックを行うことにより、ダブルチェック体制を確立する。

- (2) ダウンロード版のソフトウェアについては実際に画面を確認する。あるいはダウンロードした画面のハードコピーにより納品確認を行う。
- (3) データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成等の特殊な役務契約については、仕様どおりに動作するかの検収を行う。

4 研究費執行のチェック体制の構築

【目標】

予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

【計画】

財務会計システムで研究推進担当職員が研究費の執行状況を確認し、著しく遅れている場合又は特定の時期に偏っている場合は、コンプライアンス推進責任者に情報提供し指導・助言を行う。

5 事実確認に関する取組み

【目標】

研究活動の遂行上、必要と認められ、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に、出張することができる。

研究活動の遂行に資すると認められる場合、研究補助員等を雇用することができる。

【計画】

- (1) 出張にあたっては、出張先および出張目的を明確にするとともに、復命報告させる。
- (2) 監査時に出張先に事実確認する場合があることから、復命書には相手方の連絡先を記入させる。
- (3) 研究費で雇用するアルバイト等の雇用管理にあたっては事務室に出勤簿を置き総務担当職員が勤務実態を把握する。

6 研究資料等の管理・保管に関する取組み

【目標】

研究活動の実施にあたっては、法令等を遵守するとともに、研究活動の証拠である資料やデータ等の記録を適切に保管すること。また、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

【計画】

研究者は本学研究倫理規範に定める説明責任、個人情報保護、資料・データ等の収集・管理、機器・薬品等の安全管理、研究成果の公表、研究費の適切な管理に努めるものとする。

第5 内部監査の実質化及び点検・評価・見直し

1 内部監査の実質化に関する取組み

【目標】

研究費の執行状況や不正行為防止計画項目の実施状況に関する内部監査を実施する。また、不正行為防止について、監査法人・監事との連携を強化する。

【計画】

- (1) 研究費の執行状況や不正行為防止計画の実施状況に関する内部監査を年1回以上実施するとともに、実施結果をとりまとめ、学内に周知する。問題点がある場合は、理事長に対して必要な措置を講じるよう求める。

- (2) 特別監査研究課題を指定してリスクアプローチ監査を実施する。リスクアプローチ監査は研究費雇用アルバイトへのヒアリング、出張先への事実確認、納品後の物品の現物確認について行う。
- (3) 監査対象は、金額の多寡等の画一的な基準で選定するのではなく、より多くの研究者が対象となるよう配慮する。
- (4) 監査法人、監事、監査部門、財務チーム、研究推進チームの研究費不正をテーマとした会議を開催する。

2 点検・評価及び見直し

最高管理責任者は、不正行為防止計画に定める本学の取組みに対して、その実効性を確保するため、内部監査等を通じて点検・評価を行うとともに、必要に応じて財務担当理事、総務担当理事、研究・地域貢献担当理事に見直しを指示するものとする。

秋田県立大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

平成27年1月14日

規程第172号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 管理体制（第4条―第7条）
- 第3章 不正行為防止活動（第8条―第13条）
- 第4章 調査委員会（第14条―第28条）
- 第5章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、秋田県立大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為を防止するとともに、予防のための措置並びに研究活動に起因する不正行為が生じた場合の適切な対応等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究費 本学が研究者等に配分する研究費及び研究者等が学内外から獲得した研究費をいう。
- 二 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること、およびこれら作成したものを記録、報告または論文等に利用することをいう。
- 三 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 盗用 他の研究者のアイデア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- 五 不正使用 研究費について、競争的資金等の研究費配分機関（以下「配分機関」という。）の規定や本学の規程等に違反し、預け金、プール金および他の目的への流用等を行うことをいう。
- 六 不正行為 第2号から前号までに該当する行為をいう。ただし、故意によるものでないことが証拠をもって明らかにされたものを除く。
- 七 公的研究資金 配分機関が国、独立行政法人及び自治体である研究資金をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の研究活動及び学内外からの研究費の運営管理に関わる全ての職員に適用する。

第2章 管理体制

（最高管理責任者）

第4条 不正行為への対応を総理する最高管理責任者を置き、学長がその任にあたる。

2 最高管理責任者は、研究費の運営管理について最終的な責任を負う。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、不正行為防止計画を策定し、計画を推進するとともに、不正行為へ

の対応について本学全体を統括する統括管理責任者を置き、研究・地域貢献担当理事がその任にあたる。

2 統括管理責任者は、不正行為防止計画を推進するため、防止計画推進員を任命する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局における不正行為防止活動の実施、不正行為発生時の調査等を行うコンプライアンス推進責任者を置き、部局長がその任にあたる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置き、専攻長、学科長、フィールド教育研究センター長及びバイオテクノロジーセンター長がその任にあたる。

第3章 不正行為防止活動

(不正行為防止計画の策定)

第8条 最高管理責任者は、不正行為防止計画の策定を統括管理責任者に指示する。

2 統括管理責任者は、不正を発生させる要因の様態について、本学全体の状況を体系的に整理した評価を行い、不正行為防止計画を策定する。

3 不正行為防止計画の進捗管理は統括管理責任者が行うものとする。

(情報伝達を確保する体制の確立)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、研究活動上の不正に関する理解が職員の中で進むよう、学内における研修会を実施する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為防止への取り組みに係る基本方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(モニタリング)

第10条 最高管理責任者は、研究資金等の適正な管理のため、学内全体の視点から公立大学法人秋田県立大学内部監査規程で定める内部監査を実施する。

(通報等の受付)

第11条 不正行為に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口は、総務担当チームリーダーとする。

2 総務担当チームリーダーは、前項の通報を受けた場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究費の執行に関する相談窓口)

第12条 学内外の研究費執行ルールに関する相談を受け付ける窓口は、研究推進を担当するチームとする。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、予備調査の実施が必要と判断された場合は、通報等の受付から30日以内に、秋田県立大学研究倫理委員会に予備調査の実施を命じなければならない。

2 最高管理責任者は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

3 秋田県立大学研究倫理委員会は、通報内容を確認するとともに、より詳細な調査(以下「本調査」という。)の必要性について、最高管理責任者に報告するものとする。

第4章 調査委員会

(設置)

第14条 最高管理責任者は、前条に規定する予備調査の報告を受け、本調査を行うと決定した場合、統括管理責任者に調査委員会の設置を指示する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究・地域貢献担当理事
- 二 総務担当理事
- 三 財務担当理事
- 四 内部監査室長
- 五 部局長
- 六 統括リーダー、キャンパスリーダー
- 七 その他必要に応じて研究・地域貢献担当理事が指名する外部の有識者

3 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、通報者及び不正行為の疑いがあるものとして通報された者（以下「被通報者」という。）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、研究・地域貢献担当理事をもって充て、副委員長は総務担当理事をもって充てる。

5 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

6 調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

7 委員は、調査委員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

（調査班）

第15条 委員長は、第20条に掲げる調査を行うため、必要に応じて調査班を置くことができる。

2 調査班は、次の各号に掲げる班員をもって組織する。

- 一 通報を受けた不正行為に関係するキャンパスの統括リーダー又はキャンパスリーダー
- 二 通報を受けた不正行為に関係するキャンパスの総務担当チームリーダー、企画担当チームリーダー、財務担当チームリーダー及び研究推進担当チームリーダー
- 三 その他必要に応じて委員長が指名する者

（事務）

第16条 調査委員会の事務は、秋田キャンパス研究推進チームにおいて行う。

（調査委員会の公開）

第17条 調査委員会は、原則として非公開とする。

2 その他、調査委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

（本調査の通知）

第18条 最高管理責任者は、本調査を行う場合は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知する。

2 被通報者は、本調査に対し、協力しなければならない。

（配分機関への報告）

第19条 最高管理責任者は、調査の事案が公的研究資金によるものであるときは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

（調査委員会の任務）

第20条 調査委員会は、次の各号に掲げる調査を行う。

- 一 通報者、被通報者その他関係者からの証言の聴取
- 二 研究ノート、実験データその他の研究試料等の精査
- 三 研究報告原稿、発表記録等の精査
- 四 対象となる研究資金の精査
- 五 その他適正な調査のために必要な事項

2 調査委員会は、調査にあたって、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、被通報者の弁明並びに調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の

自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正の有無を認定する。不正があったと認められた場合は、不正の内容、関与のあった第三者及びその程度、不正使用の相当額等について認定する。

- 4 調査委員会は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し配分機関に報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査の終了前であっても、配分機関からの求めに応じ、調査の報告をしなければならない。
- 6 調査委員会は、不正行為と認定しなかった場合、調査結果を最終報告書として取りまとめた上で、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 7 調査委員会は、不正行為と認定した場合、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等について最終報告書として取りまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 8 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、速やかに通報者、被通報者及び被通報者の所属する部局長に対し、調査結果を通知しなければならない。
- 9 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮しなければならない。
- 10 調査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出の停止を命ずることができる。
- 11 調査委員会は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該研究に係る資料の提出及び閲覧並びに現地調査に協力しなければならない。

(被通報者の説明責任)

第21条 被通報者が、研究活動上の不正行為は存在しないことを主張する場合には、自己の負担及び責任において、当該研究及び論文等の適正性について証拠を示して説明しなければならない。この場合において、研究ノート、実験データその他の研究試料等、本来存在すべき基本的な要素が不足している場合は、証拠として採用しない。

(配分機関への中間報告)

第22条 調査委員会は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、配分機関の求めに応じ、最高管理責任者の了承を得た上で、調査の終了前であっても中間報告をすることができる。

(配分機関への報告)

第23条 調査委員会は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、通報の日から210日以内に配分機関に調査結果を報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、不正行為に係る研究が公的研究資金によるものであるときは、前項に定める期限までに調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を配分機関に報告しなければならない。

(不服申立て、再調査)

第24条 被通報者は、不正行為と認定された場合、第20条第8項の通知を受けた日から10日以内に、書面又は口頭で不服申立てをすることができる。ただし、同一の理由による不服申立てはすることができない。

- 2 不服申立ての審査及び再調査は、調査委員会が行う。
- 3 調査委員会は、被通報者からの不服申立てが、調査結果の確定を遅延させることを目的としている等、この規程の目的に反するものと認められる場合は、以後の申立てを受け付けず、不服申立期間が経過したものとみなすことができる。

(調査結果の公表)

第25条 不正行為が行われなかったとの認定があった場合、原則として調査結果は公表しない。ただ

し、調査した事案が外部に明らかになっている場合は、調査結果を公表することができる。

2 不正行為が行われたとの認定があった場合、前条による不服申立期間の経過後、不正行為に関与した者の所属、研究不正行為の内容、調査方法等についての調査結果を速やかに公表する。

(措置)

第26条 最高管理責任者は、不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の重大性の程度に応じ、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 秋田県立大学職員の懲戒に関する規程に基づく懲戒処分、告訴、告発等
- 二 研究費の使用停止及び返還の命令
- 三 関連論文の取り下げ等の勧告

2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づく虚偽のものであったと認めるときは、通報者に対し、懲戒処分、告訴、告発等の適切な措置を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第27条 不正行為に関する通報者及び調査に協力した者は、当該通報を行ったこと及び調査に協力したこと等を理由として、人事、給与、その他の身分及び勤務条件に関し、不利益な取扱いを受けない。

(守秘義務)

第28条 調査に係る業務に従事する者は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も同様とする。

第5章 雑則

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月14日から施行する。

秋田県立大学研究倫理規範

秋田県立大学は、次代を担う優れた人材を育成し、地域の知的拠点としての役割を果たすこと、また優れた研究によって人類の文化発展に寄与することを目的に設置されている。この目的達成のためには、本学における学術研究の自由が保障されなければならないが、これはあくまで社会からの信頼を得て適正に推進されることが前提にある。

このため、本学研究者は社会への説明責任を果たしつつ、研究と社会の健全な関係の構築に努めるとともに、自らの行動を厳正に律する倫理規範が求められている。

第1（目的）

本学の研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、本学の研究活動に携わる研究者が研究を遂行する上で遵守すべき事項を研究倫理規範として定める。

第2（研究者の定義）

この規範において「研究者」とは、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

第3（研究の基本）

- 1 研究者は、本学の目的の実現に向け、研究が社会的に受容されるように、良心と信念に従い誠実に行動する。
- 2 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重する。
- 3 研究者は、法令及び本学の諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守する。
- 4 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚する。
- 5 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重する。

第4（研究計画の立案・実施）

- 1 研究者は、研究計画の立案・提案にあたっては、先行研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己の発想や手法の独創性・新規性を確認する。
- 2 研究者は、共同で研究を行う場合には、相手の研究者が対等な立場であることを理解し、尊重する。また、相手の研究者が学生であるときは、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。
- 3 研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、研究の進捗状況の

問い合わせ等に対しては、誠実に対応する。

- 4 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開・説明する。
- 5 研究者は、産学官連携に携わる場合には、大学の本来の使命である教育・研究をおろそかにするような利益相反行為が生じないように努める。

第5（説明責任）

- 1 研究者は、人を被験者とする研究又は個人に関する情報（人の行動、環境、心身の状況等をいう。以下同じ。）の提供を受ける研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行う場合には、人を対象とする研究に協力する者（以下「協力者」という。）に対して、研究の目的及び意義、情報・データの収集及び利用の方法並びに協力者が被る可能性のある不利益について十分説明する。
- 2 研究者は、協力者に対して、不利益を受けることなくいつでも協力を中止し又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明する。
- 3 研究者は、協力者が1及び2の説明内容を理解し、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認する。
- 4 人を対象とする研究を行うにあたっては、ヘルシンキ宣言の趣旨を踏まえ関係法令・規程等及び秋田県立大学研究倫理審査細則（以下「細則」という。）を遵守する。

第6（個人情報保護の保護）

研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のため収集した情報・データ等で個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。また、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

第7（資料・データ等の収集・管理）

- 1 研究者は、資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行う。
- 2 研究者は、収集・作成した資料やデータ等の記録を適切に保管し、事後の追試・検証が行えるよう5年間保存する。

ただし、他の法令・規程等に保存期間の定めが別にあるときはその期間、協力者の同意を得て収集した資料・データ等については協力者の同意を得た期間、これを保存する。
- 3 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な証拠であり、権利確保のためにも必ずこれを作成し、5年間適切に保存する。

第8（機器・薬品等の安全管理）

- 1 研究者は、研究装置・機器、薬品、各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努める。

- 2 研究者は、実験の過程で生じた残滓物、廃棄物、使用済みの薬品・材料等については、関係法令・規程等を遵守し、責任を持って処理する。
- 3 組換えDNA実験等については、関係法令及び学内規程を遵守する。

第9（研究成果の公表等）

- 1 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表する。ただし、特許権の取得等合理的な理由がある場合は、相当の期間、公表しないことができる。
- 2 研究者は、研究成果の公表にあたっては、他の研究者が追試、検証できるよう研究方法等を具体的に提示する。
- 3 研究者は、研究成果の公表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。また、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。
- 4 研究者は、不適切な引用、引用の不備、自己に都合のよい誤解を生じる表現等を行わず、適切な引用及び真摯な表現をする。
- 5 研究者は、研究成果の公表にあたっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う場合に著者・共著者となる。

第10（研究費の適切な管理）

- 1 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの交付金・補助金、財団・企業等からの受託金・寄附金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努める。
- 2 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、当該補助金等の使用規則等及び本学の関係規程を遵守する。
- 3 研究者は、研究費に関する証拠書類等を学内の諸規程に基づき所定の期間、適切に管理・保存する。

第11（他者の業績評価）

- 1 研究者は、依頼を受けて他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査基準等に従い、自己の信念に基づき評価する。
- 2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。

第12（大学の責務）

- 1 本学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び研修を実施する。
- 2 本学は、本規範に反する行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者又は違反行為により不当な又は不公正な扱いを受けている者からの相談

- ・通報を受け付ける窓口（以下「相談・通報窓口」という。）を設置する。
- 3 本規範及び細則の改廃・運用に関する事項の審議並びに違反行為に対する事実関係の調査等の適切な対応を行うため、秋田県立大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 4 本規範に定めるもののほか、相談・通報窓口、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 本学は、委員会の調査の結果により違反行為が認められた者に対して適切な措置をとる。

（事 務）

第13 この規範に関する事務は、研究・地域貢献本部が取り扱う。

（附 則）

この規範は、平成19年4月1日から施行する。

（附 則）

この規範は、平成23年4月1日から施行する。

○秋田大学の学術研究に関する行動規範

(平成 23 年 3 月 9 日)

国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、地域と共に発展し地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を発展させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的としている。これらの理念、目的は、高い行動規範の下に、教育、研究、社会貢献、国際交流、経営などの具体的行為を行うことによって達成されるものである。

大学の行う学術研究は、科学・技術・文化などの新たな知見を獲得・創造するものであり、大学における高度な教育研究活動の基盤をなすものである。学術研究活動におけるいかなる不正な行為も、学術研究の発展や信頼を著しく損なうものであり、許されるものではない。本「秋田大学の学術研究に関する行動規範」は、本学に所属する研究者及び本学の研究活動に係わる全ての者が守らなければならない倫理と行動の規範を定めるものである。

この倫理と行動の規範は、「科学者の行動規範について」(平成 18 年 10 月 3 日日本学術会議)を基に策定する。

(研究者の責任)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

- 2 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己研鑽)

- 3 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
(研究費の適正使用)
- 6 研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。
(研究環境の整備)
- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。
(法令の遵守)
- 8 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。
(研究対象などへの配慮)
- 9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。
(他者との関係)
- 10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
(差別の排除)
- 11 研究者は、研究・教育・学会活動等において、国籍、人種、民族、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
(利益相反)
- 12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。
(研究を支援する者の責任)
- 13 研究者の研究活動を支援する事務職員等は、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理等においては、不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

○秋田大学研究倫理規程

(平成 18 年 11 月 8 日規則第 189 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田大学(以下「本学」という。)における学術研究の信頼性と公正性を確保し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規程を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程で、研究者とは、本学の教員(退職者を含む。)及び本学で研究活動に従事する学部・大学院学生(卒業生・修了生を含む。)並びに本学で研究活動を行う受託研究員、客員研究員その他研究に関わる者(研究に関わった者を含む。)をいうものとする。

2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいうものとする。

3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、本学の使命実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

2 研究者は、生命の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国内の法令及び告示、指針等並びに学内諸規則等(以下「関係法令等」という。)のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。

4 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようにしなければならない。

5 研究者は、専門的知識を過信することなく、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を謙虚に自覚し、常に自らの行動や発言を律するよう努めなければならない。

6 研究者は、異なる学問分野や他の国、地域、組織等の研究活動に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

7 研究者は、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学部・大学院学生が研究活動に加わる時は、学生が不利益を被らないように十分に配慮しなければならない。

8 共同研究においては、個々の研究者がそれぞれの役割分担・責任を明確にしなければならない。

9 複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、その研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

(研究計画の立案・実施)

第4条 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。

2 研究者は、他者の独創性・新規性を尊重しなければならない。

3 研究者は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるとは判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために、資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等をわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 研究者は、関係法令等に定めるもののほか、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成(方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動に関して守るべき作法を遵守しなければならない。また、この作法について、教員は学生への指導徹底に努めなければならない。

2 研究者(学部・大学院学生(卒業生・修了生を含む。))を除く。)は、研究のために収集した資料、情報、データ等を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。ただし、個人に関する情報・データについては、協力者との合意を得た期間とし、関係法令等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。

3 研究者は、必要な場合には保存したデータの開示に応じなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその処理をしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究成果発表における不正行為は、本学及び本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、捏造、改ざん、盗用その他不正な行為(本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合を含む。)は、絶対にしてはならない。ただし、根拠が示されて故意によるものではないことが明らかにされたものは不正行為に当たらない。

4 前項に規定する捏造、改ざん、盗用とは、それぞれ次の行為をいうものとする。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの規準)

第11条 研究者は、研究成果の創意性に十分な貢献をし、研究活動に実質的な関与をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱規準)

第12条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用・管理に努めるとともに、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令等及び当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要項等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講ずるものとする。

3 本学は、研究に関して、不当又は不公正に関する告発、苦情、相談等に対応するものとする。

4 前3項の目的を達成するため、秋田大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

5 委員会に関する事項は、別に定める。

(責任者)

第15条 本学が組織として研究に関する不正行為防止に取り組むために研究倫理最高責任者、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(研究倫理最高責任者)

第16条 研究倫理最高責任者は、本学全体を統括し、研究に関する不正行為防止について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

2 研究倫理最高責任者は、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究に関する不正防止に取り組むことができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究倫理統括責任者)

第17条 研究倫理統括責任者は、研究倫理最高責任者を補佐し、研究に関する不正行為防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究担当理事をもって充てる。

2 研究倫理統括責任者は、研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、委員会と連携のうえ、本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第18条 研究倫理教育責任者は、各部局における研究に関する不正行為防止について、実質的な責任と権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、倫理教育を、委員会が策定する計画に基づき、各部局ごとに実効性のあるかたちで実施しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を任命することができる。
(告発窓口)

第19条 本学における研究活動に係る不正行為に適切に対応するため、学内外からの告発を受ける窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

2 告発窓口は、秋田大学研究倫理委員会委員長とする。

3 告発窓口に関し必要なことは、別に定める。

(庶務)

第20条 この規程に関する庶務は、学術研究課が処理する。

(準用)

第21条 この規程の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)」を準用する。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○秋田大学研究倫理委員会実施細則

(平成 18 年 11 月 8 日規則第 190 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、秋田大学研究倫理規程(以下「規程」という。)第 14 条第 5 項の規定に基づき、秋田大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 規程の運用に関すること。
- (2) 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること。
- (3) 研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること。
- (4) 研究倫理に反する行為に係る調査に関すること。
- (5) 研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等の調査に関すること。
- (6) その他研究倫理に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 理事(研究担当、教育担当、総務担当、財務担当)
- (2) 国際資源学部長、教育文化学部長、医学系研究科長及び工学資源学研究科長が推薦する当該学部等の評議員 各 1 名
- (3) 各研究科長が推薦する当該研究科担当教員 各 1 名
- (4) 副理事(総務担当)
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項各号に掲げる委員は、自ら関与する事案に係る審議又は実施には関与しないものとする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務担当理事をもって充て、会務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第8条 委員会に、研究者の研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等に関する調査を行うため、必要に応じて調査委員会を置くものとする。

- 2 調査委員会は、委員長を含む委員会委員若干名及び委員会が必要と認めた学外の有識者をもって組織し、調査委員会委員の過半数は学外の有識者とする。ただし、研究費の取扱いに関する調査のみの事案においては、学外の有識者は1名以上で足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て、当該事案に係る研究分野の本学教員を調査委員会委員に加えることができる。
- 4 全ての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。また、学外の有識者は本学と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 5 前3項に規定する調査委員会委員の任期は、当該事案の完結までとする。
- 6 調査委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学術研究課において処理する。

(準用)

第10条 この細則の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科部科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)」を準用する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年11月8日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、第4条1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 1 月 11 日から施行し、平成 23 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 190 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

○秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発，苦情，相談等に関する調査委員会要項

(平成 18 年 11 月 8 日学長裁定第 137 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は，秋田大学研究倫理委員会実施細則第 8 条第 6 項の規定に基づき，秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発，苦情，相談等に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(秋田大学研究倫理規程に反する行為等に関する告発，通報)

第 2 条 秋田大学研究倫理規程に違反する行為が行われていることを知った者及び当該違反行為により不利益又は不公正な取り扱いを受けている者は，その旨を書面，ファクシミリ，電子メール，電話等により秋田大学研究倫理委員会委員長(以下「委員長」という。)に告発，通報(以下「告発等」という。)するものとする。なお，告発等を行う際には，原則関係証拠書類等を提出するものとする。

2 委員長は，悪意に基づく告発等を防止するため，学内外にあらかじめ次のことを周知しなければならない。

(1) 原則顕名のものに限り受け付けること。

(2) 告発等には不正とする科学的合理的理由を示す必要があること。

(3) 告発者に調査協力を求める場合があること。

(4) 調査の結果，悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は，氏名の公表や懲戒処分，刑事告発があり得ること。

3 委員長は，告発者，疑義を受けている者，告発等の内容及び調査内容について，調査結果の公表まで，告発者及び疑義を受けている者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう，関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

(予備調査の実施)

第 3 条 委員長は，前条第 1 項の告発等の内容を精査の上，必要に応じて当該事案に係る研究分野の学内研究者若干名の協力を得て，予備調査を実施し，研究費の取扱いに関する事案にあつては告発等の受付から概ね 20 日以内に，それ以外の事案にあつては告発等の受付から概ね 50 日以内に，本調査を行うか否かを学長へ報告しなければならない。

2 学長は，前項の報告を受けたときは，研究費の取扱いに関する事案にあつては告発等の受付から 30 日以内に，それ以外の事案にあつては告発等の受付から 60 日以内に，当該競争的資金等の配分機関等及び文部科学省(以下「配分機関等」という。)に本調査の要否を報告しなければならない。

3 本調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。

(調査委員会の設置)

第4条 委員長は、前条第1項の報告をもとに学長が本調査の必要を認めるときは、速やかに調査委員会を設置し、本調査の実施の決定後から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

2 委員長は、学長が本調査の必要を認めなかったときは、その旨を理由と共に速やかに告発者へ通知するものとする。この場合において、委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めがあった際には開示するものとする。

(調査に伴う措置)

第5条 委員会は、告発者及び疑義を受けている者に対し、本調査を行うこと(調査委員会委員の所属・氏名を含む。)を通知するとともに、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、告発者及び疑義を受けている者その他関係者に対し、次の措置を取ることができる。

- (1) 疑義を受けている研究に係る研究費の支出停止
- (2) 疑義を受けている者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- (3) 疑義を受けている者の所属研究室等の一時閉鎖
- (4) 調査に係る物品、資料の確保
- (5) その他必要な措置

2 疑義を受けている者は、委員会の行う調査に対し誠実に対応しなければならない。

3 委員会は、調査の過程で必ず疑義を受けている者の弁明を聴かなければならない。

4 告発者及び疑義を受けている者は、調査委員会委員に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して14日以内に、委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

(不正行為の認定)

第6条 委員会は、本調査開始後概ね150日以内に調査内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」に規定されている特定不正行為にあたるか否か、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、研究費不正使用の相当額等を認定しなければならない。

(調査結果の報告)

第7条 委員会は、調査結果を告発者及び疑義を受けている者に報告するとともに、原則としてその概要を公表するものとする。

2 学長は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終

報告書を配分機関等に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
- 4 配分機関等からの求めがあった際には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 5 配分機関等からの求めがあった際には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果への異議申し立て)

第8条 疑義を受けている者は、委員会の調査結果に不服があるときは、その報告を受けた日から起算して14日以内に、委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

- 2 委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか、否かを速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 委員長は、前項の報告をもとに学長が不服申し立ての却下を認めたときは、速やかに疑義を受けている者に通知するものとする。

(不正行為者等及び不正行為への対応)

第9条 学長は、委員会の調査により不正行為が認定された者(以下「不正行為認定者」という。)について、国立大学法人秋田大学職員就業規則及び国立大学法人秋田大学教育研究評議会が行う審査に関する規程等(以下「関係規程等」という。)に基づき、懲戒処分について付議するものとする。

- 2 学長は、不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、委員会が適切でないと認める支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては学長が指定する期間、競争的研究資金を含む学内外の研究費の使用を禁止するものとする。ただし、研究機器の維持管理費は除く。
- 3 学長は、十分な証拠もなく、専ら調査対象の研究者を陥れる目的で告発等を行った者について、関係規程等に基づき、懲戒処分について付議するものとする。また、当該告発者が本学以外の機関に所属する者であった場合には、刑事告発等適正な措置を取るものとする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、学術研究課において処理する。

(準用)

第11条 この要項の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)」を準用する。

(補則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか，調査に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この要項は，平成 18 年 11 月 8 日から実施する。

附 則

この要項は，平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

研究倫理教育実施体制

研究倫理最高責任者
(学長)

適切な
リーダーシップ

研究倫理統括責任者
(研究担当理事)

研究倫理委員会

研究担当理事(委員長)
教育担当理事
総務担当理事
財務担当理事
各学部等の評議員(各1名)
各研究科長が推薦する教員(各1名)
副理事(総務担当)
その他委員会が必要と認めたもの

委員会所掌事項
(研究倫理委員会実施細則より)

- ①倫理規定の運用に関すること
- ②研究倫理に関する学長からの諮問に関すること
- ③研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること
- ④研究倫理に反する行為に係る調査に関すること
- ⑤研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等の調査に関すること
- ⑥その他研究倫理に関し必要な事項

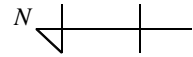
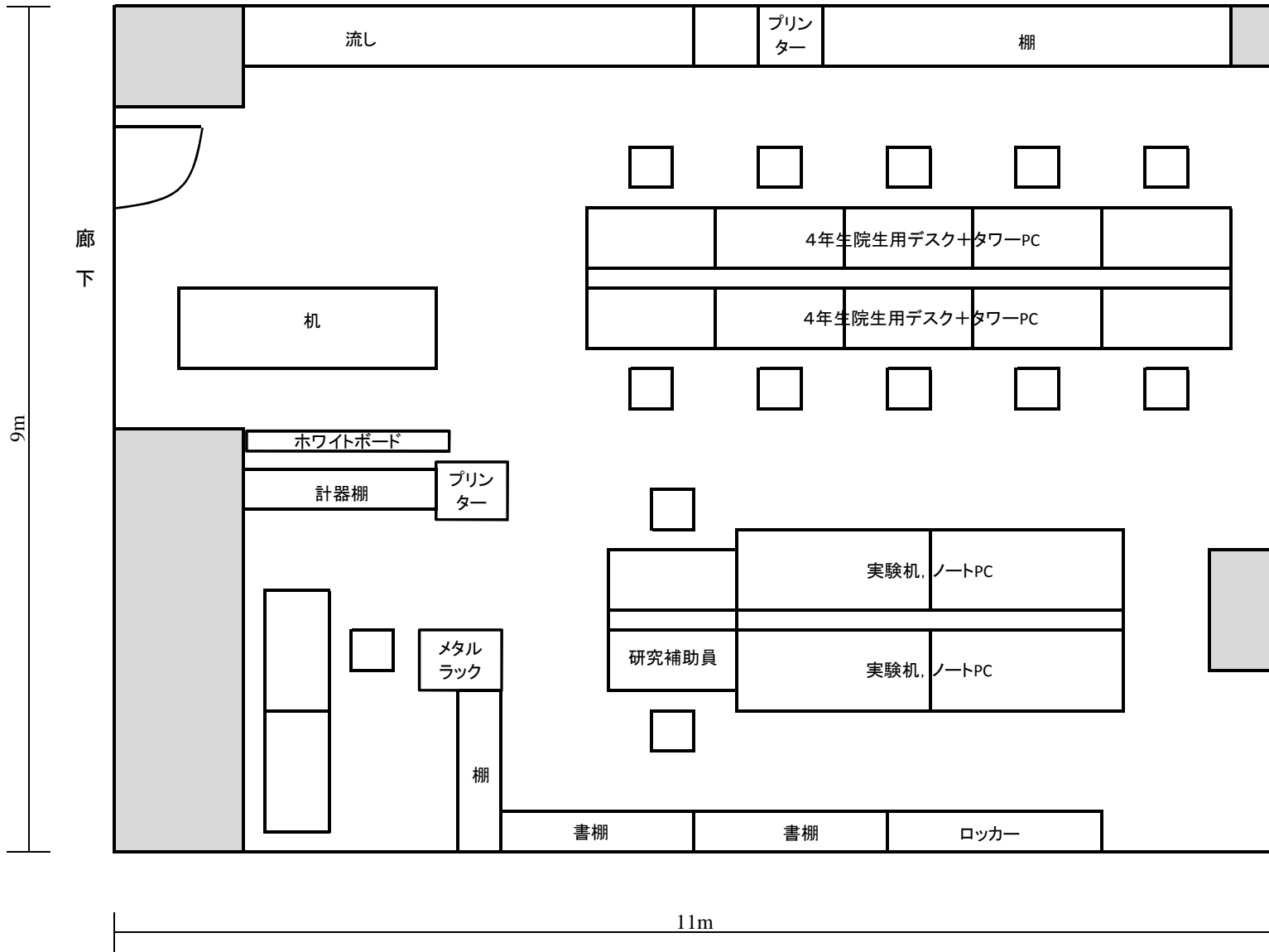
研究倫理教育計画
策定

研究倫理教育責任者
(各部局長)

研究倫理教育副責任者
(必要に応じ任命)

部局ごとに
研究倫理教育の実施

各部局



G2-307室
面積 99m²

- 設備
- パソコン
 - 無線有線LAN
 - サーバー
 - レーザープリンター
 - 計測器
 - 工具

4年生 5名
M1 2名
M2 2名
合計 9名
收容能力 11名

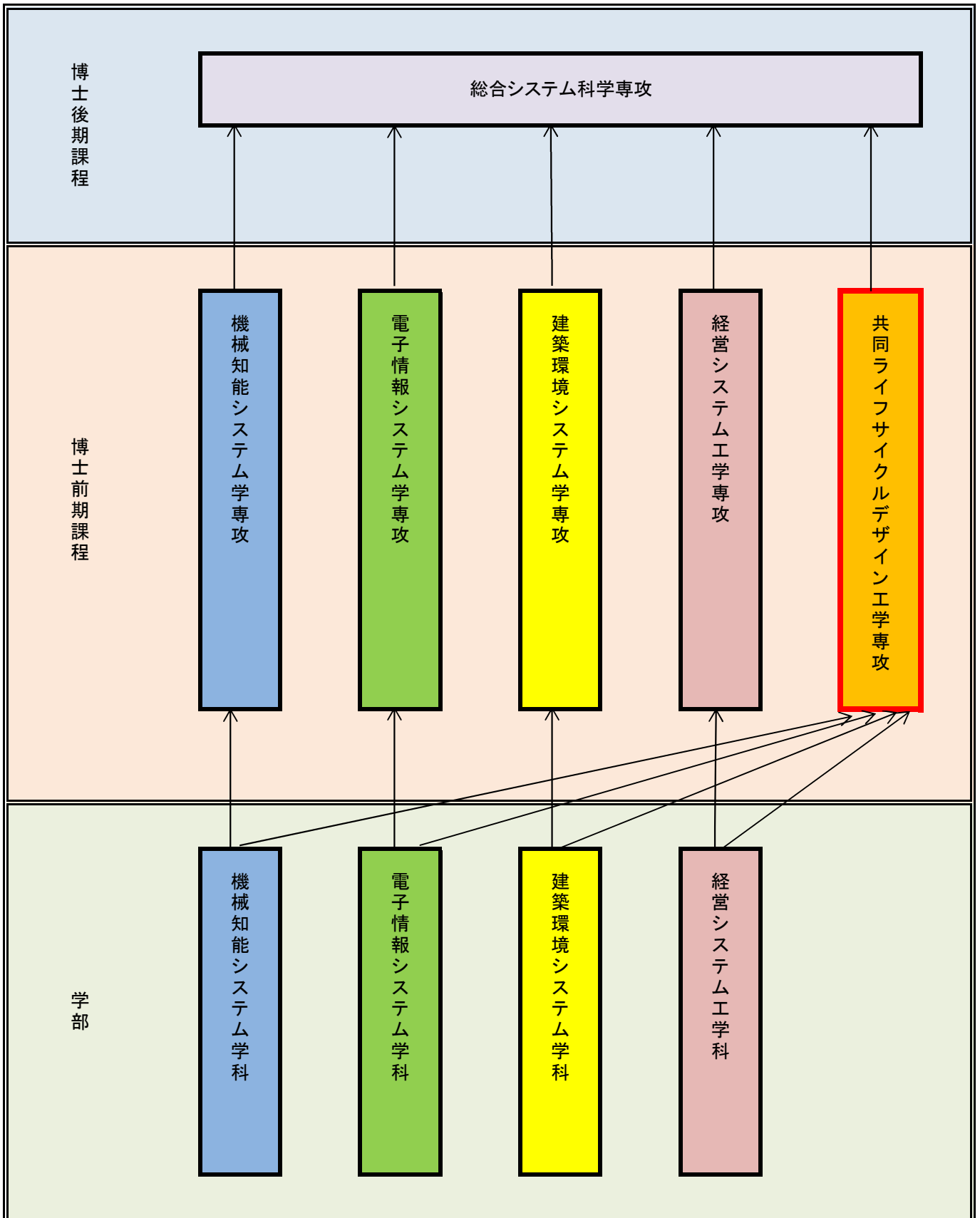
研究補助員 1名

窓

窓

窓

本共同専攻と秋田県立大学における既設の専攻との関係



長期履修学生制度の授業料について

ケース0) 博士前期課程において、修業年限で履修し修了する場合

区分	各年度の授業料納付額				修了までの 授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
一般学生 (標準修業年限2年 の場合)	535,800	535,800	—	—	1,071,600

ケース1) 博士前期課程において、長期履修学生制度の許可を受けた場合

区分	各年度の授業料納付額				修了までの 授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
長期履修学生 (履修期間を3年と した場合)・・・①	357,200	357,200	357,200	—	1,071,600
長期履修学生 (履修期間を4年と した場合)・・・②	267,900	267,900	267,900	267,900	1,071,600

ケース2) 博士前期課程において、当初許可された3年の長期履修期間を延長した場合

区分	各年度の授業料納付額				修了までの 授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
当初の納付予定(①)	357,200	357,200	357,200	—	1,071,600
1年目終了時に4年 に長期履修期間を延 長した場合	357,200	238,140	238,140	238,120	1,071,600
2年目終了時に4年 に長期履修期間を延 長した場合	357,200	357,200	178,600	178,600	1,071,600
3年目に長期履修期 間の延長を希望する 場合	※長期履修期間最終年次のため変更不可				

↑
長期履修期間変更期限

ケース3) 博士前期課程において、当初許可された4年の長期履修期間を短縮した場合

区分	各年度の授業料納付額				修了までの 授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
当初の納付予定 (②)	267,900	267,900	267,900	267,900	1,071,600
1年目終了時に3年に長期履修期間を短縮した場合	267,900	401,850	401,850	—	1,071,600
2年目終了時に3年に長期履修期間を短縮した場合	267,900	267,900	535,800	—	1,071,600
3年目の途中で3年に長期履修期間を短縮した場合	267,900	267,900	267,900 + 267,900 (通知された期日までに納付)	—	1,071,600

長期履修期間変更期限

秋田大学と秋田県立大学の共同大学院における共同ライフサイクルデザイン工学専攻
協議会規程

平成 24 年 4 月 1 日
規則第 1 号

(目的)

第 1 条 本規程は、秋田大学大学院学則第 7 条及び秋田県立大学大学院学則第 4 条第 2 項に定める共同ライフサイクルデザイン工学専攻（仮称）（以下、「共同専攻」という。）に係る教育、研究等に関する重要な事項を協議し、円滑な管理運営を行うために設置する共同ライフサイクルデザイン工学専攻協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(協議会)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる教員等で組織する。

- 一 各構成大学の共同専攻の長（以下、「共同専攻長」という。）
- 二 前号の者を除く各構成大学の共同専攻に所属する専任教員
- 三 各構成大学の共同専攻長が特に必要と認めた者

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 授業科目及びこれに係る教員の配置などカリキュラムの編成及び実施に関する基本的事項
- 二 研究指導教員の選定に関する事項
- 三 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- 四 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- 五 学生の賞罰に関する事項
- 六 成績評価の方針に関する事項
- 七 学位論文審査方法等に関する事項
- 八 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- 九 共同専攻に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 十 予算に関する事項
- 十一 広報に関する事項
- 十二 自己点検・評価に関する事項
- 十三 FD 推進に関する事項
- 十四 共同教育課程の設置に関する協定の改正若しくは廃止に関する事項又は当該協定の運用に関する事項
- 十五 その他両大学が必要と認めた事項

2 協議内容は、各構成大学の秋田大学大学院工学資源学研究科専攻長会議又は秋田県立大学大学院システム科学技術研究科教授会に報告するとともに、各構成大学の定めるところにより必要な承認を得る。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会の業務を掌理する。

3 議長は、協議会を招集し、その議長となる。

4 議長の任期は、1年とし、各構成大学の共同専攻長から互選により選出し、構成大学間で隔年交代とする。

(副議長)

第5条 協議会に副議長を置く。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副議長の任期は、1年とし、議長が所属する大学と異なる大学の委員から互選により選出する。

(議事及び運営)

第6条 協議会は、構成委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 協議会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

3 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 この規程に定めるもののほか、協議会の議事及び運営について必要な事項は、協議会が定める。

(事務局)

第7条 本規程に定める事務を取り扱うために事務局を置く。

2 事務局は、秋田大学大学院工学資源学研究科事務部及び秋田県立大学大学院システム科学技術研究科が担当する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。